

政策調整部

議案第166号 令和7年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、
政策調整部の所管する部分について

議案第166号 令和7年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、政策調整部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和7年的人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和7年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回的人事院勧告による増額改定により、行政職給料表適用者では、平均引上率としては、3.35%、平均引上額は、10,847円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和7年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の給与改定率ですが、給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は3.06%となり、給与改定額は12,033円となるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

(3)の令和7年度の期末・勤勉手当の改定についてですが、12月期に、一般職員、暫定再任用職員ともに、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の令和8年度の期末・勤勉手当の改定についてですが、令和7年度12月に引き上げた月数を、令和8年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員、暫定再任用職員ともに期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の通勤手当の改定についてですが、自家用自動車を利用する場合の手当額を、14キロメートル以上については、距離区分に応じて、100円～8,500円の間で増額するものです。

6ページ目をお願いいたします。

(6)の給与改定に伴う会計別所要額ですが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億6,700万円余りとなるものであります。

7ページ目には、給料と各種手当について、会計別の影響額を記載しております。

8ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うものです。

(1)の給料表の改定ですが、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額11,100円から12,300円となっております。

9ページ目をお願いいたします。

(2)の期末勤勉手当支給月数の改定につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

10ページ目をお願いいたします。

(3)の影響額ですが、給料・報酬が2億7,800万円余り、期末勤勉手当が1億200万円余り、通期手当が39万円余り、合計で3億8,100万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約21万円の増額となります。

次に、特別職及び議員の期末手当の改定について、ご説明いたします。

「令和7年度特別職及び議員の期末手当の改定について」の資料をご覧ください。

特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、一般職と同じく人事院勧告に基づき、改定するものでございます。

令和7年度については、12月期で、現行の1.725月であるところを0.05月引き上げ1.775月とし、令和8年度については、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分引き上げ、それぞれの支給月数を1.75月とするものであります。

2ページ目をお願いいたします。

2の影響額については、記載のとおり、市長が6万1千円余り、副市長が5万3千円余りの増額となるものであります。

以上が、給与改定の概要でございます。

続きまして、一般会計予算説明書に基づき、歳入、歳出についてそれぞれご説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

歳入について、ご説明させていただきます。

款 17 県支出金、項 3 委託金、目1総務費委託金の説明欄の統計調査費委託金につきましては、今年度実施しております令和 7 年国勢調査の事業費の精査に伴い交付金が増額されるものです。

22ページをお願いいたします。

歳出について、ご説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の説明欄1の特別職給与費につきましては、手当及び共済費 206 千円の増額であり、説明欄2の常勤職員給与費 18,582 千円の増額のうち、政策調整部にかかるものは秘書課での 108 千円の増額で所属職員の給与費の変動に伴うものであり、説明欄3の一般行政推進費 1,867 千円の増額のうち、政策調整部にかかるものは秘書課の会計年度任用職員の給料等 1,626 千円の増額であります。

24 ページをお願いいたします。

目3企画費の説明欄 1 の常勤職員給与費 19,482 千円の増額につきましては、企画調整課多文化共生・国際室及び人権・男女共同参画課

いじめ対策推進室の職員各1名の増員によるものほか、企画調整課並びに人権・男女共同参画課の人権啓発及びいじめ対策等業務を担当する職員にかかる給与費の変動に伴うものであります。説明欄2の青少年健全育成費 285千円の増額につきましては、人権・男女共同参画課いじめ対策推進室の会計年度任用職員の雇用経費の変動に伴うものであり、説明欄3の会計年度任用職員雇用経費3,498千円の増額につきましては、会計年度任用職員の雇用経費の変動に伴うものであります。

目4広報費、目6情報政策推進費の各々の説明欄1の常勤職員給与費につきましては、広報課、情報政策課の所属職員の給与費の変動に伴うものであります。目5男女共同参画費の説明欄1の常勤職員給与費937千円の増額につきましては、所属職員の給与費の変動に伴うものであり、説明欄2の男女共同参画センター管理運営費247千円の減額につきましては、会計年度任用職員の減員及び雇用経費の変動に伴うものであります。目7文書費、7,235千円の増額は市政情報課職員の増員及び所属職員の給与費の変動に伴うものであります。

26ページをお願いいたします。

目21市民交流費の説明欄4の国際親善推進費360千円の増額につきましては、企画調整課多文化共生・国際室の会計年度任用職員

の雇用経費の変動に伴うものであります。目 22 スポーツ振興費の説明欄 1 の常勤職員給与費12,059千円の減額のうち、政策調整部にかかるものは大会総務課の 22,054 千円の減額であり、職員の減員見込み及び所属職員の給与費の変動に伴うものであります。次に説明欄 3 の国スポ・障スポ大会推進費1,261千円の減額につきましては、会計年度任用職員の減員及び雇用経費の変動に伴うものであります。

30 ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費、説明欄1の常勤職員給与費9,699 千円の増額は市政情報課職員の増員及び所属職員の給与費の変動に伴うものであります。説明欄 2 の統計調査推進費 783 千円の増額は市政情報課会計年度任用職員の雇用経費の変動に伴うものであります。

以上をもちまして政策調整部が所管する部分についての説明とさせていただきます。

ご審査のほど宜しくお願い申し上げます。